様式第１号（第６条関係）

(表)

ゼロカーボン推進補助金交付申請書

年　　月　　日

久喜市長　　　あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 新住所(新築の場合) | 久喜市 |
| 電話番号 |  | E-mail |  |

久喜市ゼロカーボン推進補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　申請額　　　金　　　　　　　　円

２　補助申請内容

（補助対象機器の「選択」欄に○を記入してください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業 | 選択 | 補助対象機器 | 補助金の額 | 受付番号 |
| 省エネ設備設置等事業 |  | 太陽光発電システム | ６０,０００円 |  |
|  | 太陽熱利用システム | １５,０００円 |  |
|  | 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） | ４０,０００円 |  |
|  | 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート） | ２０,０００円 |  |
|  | 潜熱回収型ガス給湯器及びハイブリッド給湯器（エコジョーズ等) | １０,０００円 |  |
|  | 定置型リチウムイオン蓄電池 | ６５,０００円 |  |
|  | 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） | ５,０００円 |  |
|  | 電気自動車等充給電設備（V2H） | ５０,０００円 |  |
|  | 屋根用高遮熱塗装 | 円 |  |
| ＺＥＨ建築等事業 |  | ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） | ２００,０００円 |  |
| 電気自動車等設置事業 |  | 電気自動車 | ５０,０００円 |  |
|  | プラグインハイブリッド車 | ５０,０００円 |  |
| 申請金額合計（選択した補助対象機器の補助金の額の計） | 円 |  |
| 引渡し（予定）日 | 　　　　年　　　月　　　日　  | 屋根用高遮熱塗装の塗装面積 | ㎡ |
| 太陽光発電設備の発電出力（小数点第２位以下を切り捨てた数値をご記入ください。） | 　　　　. | ｋＷ |

※省エネ設備設置等事業とＺＥＨ建築事業は、併用して申請はできません。

※補助対象機器「屋根用高遮熱塗装」の補助額は１㎡あたり４００円です。また、補助上限額は２０,０００円です。

（裏面あり）

３　同意・委任事項

(裏)

（署名欄へ直筆で署名のうえ、生年月日をご記入ください。）

|  |
| --- |
| ・申請者の住所、申請者及び申請者と生計を一にする者の市税納入状況について調査することに同意します。・代理者による申請の場合は「４　代理申請者」記載の者に申請に係る事務手続きを委任します。申請者署名　　　 　　　　　　　　　　　　　　　 生年月日　　　　　年　　　月　　　日  |

４　代理申請者（代理者による申請を希望する場合のみ記入）

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名・団体名等 |  |
| 営業所名等 |  |
| 所在地 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  | E-mail |  |

５　誓約事項

|  |
| --- |
| ・実績報告書の提出までに、市内に転入し、久喜市の住民基本台帳に記録されることを誓約します。申請者署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

６　添付書類

（添付書類をレ点でチェックしてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省エネ設備設置等事業 | □ | 省エネ設備の設置等に係る契約書（写し）※契約書に導入に係る経費が記載されていない場合、見積書等の経費が明記された書類も併せてご提出ください。 |
| □ | 設備・機器の機能や型式等が判別できるカタログ等（写し）※太陽光発電システムに係る補助金を申請する場合は、発電出力が明記された書類も併せてご提出ください。（太陽光パネルの平面図・レイアウト図等） |
| □ | 屋根用高遮熱塗装に使用する塗料の日射反射率が記載されている書類（写し）※屋根用高遮熱塗装を申請する方のみ。契約書に塗装面積が記載されていない場合は、塗装面積が明記された書類も併せてご提出ください。 |
| ZEH建築等事業 | □ | ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の建築又は改築の契約書（写し）※新築住宅の場合は、工事請負契約書（写し）をご提出ください。※建売住宅の場合は、売買契約書（写し）をご提出ください。 |
| □ | ＢＥＬＳ評価書（写し） |
| 電気自動車等設置事業 | □ | 電気自動車等の売買契約書（写し） |
| □ | 電気自動車等であることが判別できるカタログ等（写し） |

７　注意事項

空調機器、給湯機器、発電機器などの低周波音の発生や深夜の運転等による騒音や振動により、近隣住民とのトラブルが発生する場合があります。これらの機器を設置する際には、販売業者や設置業者などとよく相談のうえ、周辺の住居等への被害を未然に防止するように、十分な設置場所の検討をお願いします。万一、これらのトラブルが発生した場合には、当人（申請者）で解決してください。